

## 令和6（2024）年度とちぎ結婚・子育て気運醸成動画制作及び情報発信業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する令和6（2024）年度とちぎ結婚・子育て気運醸成動画制作及び情報発信業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

### 1 業務名

令和6（2024）年度とちぎ結婚・子育て気運醸成動画制作及び情報発信業務

### 2 業務の目的

「とちぎ少子化対策緊急プロジェクト [[プロジェクト概要](#)]

」などにより県としての対策を強化する中、県が実施している各種の取組が県民に十分に浸透していない面があることから、本県の子育て施策等について、ショート動画（以下、「動画」という。）を制作した上で、各種広告媒体を活用した県民向けの重点的なPRを行い、認知度向上や利用促進を図ることにより、結婚、妊娠・出産、子育てに係る県民の行動変容に向けた気運を盛り上げ、出生数の増加や出生率の改善などにつなげていくことを目的とする。

### 3 委託予定期間

契約締結の日から令和7（2025）年3月31日（月）まで

### 4 ターゲット

「2 業務の目的」を踏まえ、本委託業務においては、「栃木県内在住の概ね20～40代の男性・女性」をメインターゲットとする。

なお、動画の制作等に当たっては、題材（テーマ）ごとに、ターゲット層の中でより具体的な人物像を仮定するなど、動画の視聴が実際の行動変容につながるよう、効果的な情報発信とするための工夫をすること。

### 5 業務の内容

#### (1) 動画の制作

ターゲット層に対して、結婚、妊娠・出産、子育てに関する県の政策（方向性）や施策（事業内容）がわかりやすく伝わり、実際の行動変容につなげるための動画（15秒バージョン及び30秒バージョン）を制作する。

なお、15秒バージョン動画・30秒バージョン動画ともに、結婚等に対する個人の自由な意思や多様な価値観を尊重することを前提に、「県として結婚や子育てを応援していることの表明」、「少子化対策として県民を前向きにさせる気運醸成」を意識した内容とする。

## ア 動画の仕様

- ・動画の題材（テーマ）は、概ね次の（ア）、（イ）のとおりとし、各動画の具体的な内容（構成・ストーリーなど）については、提案内容等も踏まえ、甲乙協議の上で決定することとする。

### （ア）15秒バージョン動画 3本（著名人出演）

30秒バージョン動画への誘導等を目的とした、主にYouTube動画広告（15秒ノンスキップ広告）をはじめとする各種広告媒体での配信用としての活用を想定

No.	題材（テーマ）	出演者案（※）
①	「とちぎの結婚支援」編	YouTube動画広告をはじめとする各種広告媒体での配信用として、高い広告効果が期待できる著名人候補案（2～3名で1組）を2～3組程度提案すること。
②	「とちぎの子育て支援」編	
③	「とちぎの働き方改革」編	

※著名人の出演は、上記3動画において共通した出演者の組み合わせを想定している。

※著名人の出演に係る経費は、委託金額に含むものとする。

※著名人出演動画の配信期間はトータル1年間を想定しており、令和6年度は2か月間とし、残りの期間については令和7年度予算での対応を想定している。

※著名人候補案の提案に当たっては、動画の題材（テーマ）とターゲット層を十分に踏まえた上で、実現可能性も念頭に、ターゲット層への訴求に適した人選を優先すること。

### （イ）30秒バージョン動画 10本（一般エキストラ出演）

主に県の広報媒体（ホームページ、公式YouTubeチャンネル、子育て支援ポータルサイト（とちぼ）など）での掲載用としての活用を想定

No.	題材（テーマ）	内容区分	出演者案
①	妊産婦医療費助成事業 <a href="#">[事業概要]</a>	施策 (事業内容)	一般エキストラの一部については、SNS上で大きな影響力を持つインフルエンサー等の活用(出演・事前告知・事後配信)を想定することとし、高い周知効果が期待できる候補案を2～3人(組)程度提案すること。
②	ようこそ赤ちゃん！支え愛(あい)事業 <a href="#">[事業概要]</a>		
③	保育料免除(第2子・第3子以降)事業 <a href="#">[事業概要]</a>		
④	子育て支援ポータルサイト事業 <a href="#">[事業概要]</a> (とちぎ笑顔つぎつぎカード事業を含む) <a href="#">[事業概要]</a>		
⑤	とちぎ未来人材応援事業 <a href="#">[事業概要]</a>		
⑥	結婚支援(とちぎ結婚支援センターを含む) <a href="#">[政策概要]</a>	政策 (方向性)	
⑦	子育てにおける喜び等		
⑧	男性育児休業応援 <a href="#">[政策概要]</a>		
⑨	<b>【事業者提案(※)】</b> (少子化対策に係る効果的な気運醸成)		
⑩	とちぎの少子化対策(全体概要版)	政策・施策	

※事業者提案としている「少子化対策に係る効果的な気運醸成」については、具体的な題材

(テーマ) 及び内容 (構成・ストーリーなど) を提案すること。

(ウ) データ形式 MP4 等

(エ) 画面縦横比 16 : 9

(オ) サイズ 1,920×1,080 以上

## イ 動画の制作

(ア) 単に子育て施策等を紹介するのみでなく、少子化対策につながる普及啓発が目的であることを念頭に、動画視聴者に対し、結婚、妊娠・出産、子育てに係るこれまで以上の理解を促したり、自身のこれまでの考え方や価値観をあらためて確認し、場合によっては見つめ直すきっかけを提供したりするなどの「メッセージ性の高い動画」を制作することとし、そのために有効と考えられるコンセプト (全体にまたがる共通コンセプトまたは分野ごとの個別コンセプト) などを提案すること。

(イ) ターゲット層を中心に、一人でも多くの県民を実際の動画視聴に誘導し、個々の動画視聴者にそれぞれ何かを感じてもらい (動画視聴者の心を揺さぶる) ことが重要であることから、そのために有効と考えられる動画制作上の工夫などを提案すること。

(ウ) 15 秒バージョン動画及び 30 秒バージョン動画については、上記ア (ア)、(イ) に記載の用途を想定しているが、この他にそれぞれの動画の効果的な活用手法がある場合は、その手法及び両動画の連動性ととも、その実施に当たり有効と考えられる動画制作上の工夫などを提案すること。

(エ) 本委託業務により制作する動画内での使用はもとより、「とちぎ少子化対策緊急プロジェクトの推進」をはじめとする「結婚、妊娠・出産、子育てに力を入れている栃木県」を PR していく際に使用することを想定したキャッチフレーズ案 (イメージ例: 「子育てし大県 “さが”」、 「ふく育県 (福井)」、 「こむすび県にいがた」) を 2～3 案程度提案すること。 なお、ロゴマークの提案は任意とする。

(オ) 企画、取材、素材収集・作成、撮影、編集等動画制作、動画の掲載に係る一切の業務について実施すること。

(カ) 編集後の動画案制作後、甲による校正機会を設けること。

## ウ 動画の制作期限 (予定)

(ア) 15 秒バージョン動画

3 本とも、令和 6 (2024) 年 12 月 25 日 (水) とする。

(イ) 30 秒バージョン動画

10 本のうち先行分については、令和 7 (2025) 年 1 月 15 日 (水) とし、その他については、令和 7 (2025) 年 2 月 14 日 (金) とする。

なお、先行分の本数 (3～5 本程度) 及び題材 (テーマ) については、甲乙協議の上で決定することとする。

## エ 動画の掲載先 (予定)

(ア) 15秒バージョン動画

下記(2)ウに記載の各種広告媒体、県の広報媒体（ホームページ、公式YouTubeチャンネル、子育て支援ポータルサイト（とこぼ）など）

(イ) 30秒バージョン動画

県の広報媒体（15秒バージョン動画と同様）

※子育て支援ポータルサイト（とこぼ）への掲載に当たっては、当該サイトの運営・保守管理委託事業者と調整等を実施すること。

オ 動画の掲載開始時期（予定）

(ア) 15秒バージョン動画

- ・ 下記(2)ウに記載の各種広告媒体 令和7（2025）1月16日（木）から
- ・ 県の広報媒体（ホームページ等） 令和7（2025）1月16日（木）から

(イ) 30秒バージョン動画

- ・ 県の広報媒体（ホームページ等） [先行分] 令和7（2025）1月16日（木）から  
[その他] 令和7（2025）2月15日（土）から

カ 動画制作等における具体的な作業スケジュール及び業務実施体制

上記(1)ア～オにあるとおり、複数の動画を同時並行で制作し、かつ、動画の題材（テーマ）により県の関係課も複数に分かれることを踏まえ、動画制作等（下記(2)(3)の業務も含む）における具体的な作業スケジュール及び業務実施体制を提案すること。

(2) 動画等を活用した情報発信

上記(1)で制作する配信用の15秒バージョン動画（3本）を活用し、結婚、妊娠・出産、子育てに係る本県施策等の情報発信を行う。

なお、これにより、30秒バージョン動画（10本）への誘導を図ることで、県の子育て施策や結婚、妊娠・出産、子育てに対する更なる理解促進を図ることを目的とする。

ア 配信動画

上記(1)で制作する15秒バージョン動画3本（著名人出演）

イ 配信期間

2か月間 ※令和7（2025）1月16日（木）から3月15日（土）までの予定

ウ 広告媒体等

- ・ 広告媒体は概ね以下のとおりとし、各媒体における具体的な配信量等については、下表を目安としつつ、詳細については甲乙協議の上で決定することとする。
- ・ 配信期間が1か月間終了した時点において、配信実績や県民の反応等を踏まえた上で、配信媒体等に係る中間見直しを実施することとする。

No.	媒体名	配信量等（目安）
①	YouTube 動画広告	・ 1動画当たり 120万回/2か月の広告表示を想定

	(15秒ノンスキッププル広告)	・配信対象40万人に対し2か月で3回表示の頻度
②	コンビニエンスストア店内ビジョン広告	・県内ファミリーマートのレジ上3連ワイドビジョン(120店舗)を想定 ・1動画当たり11時~24時の1日13時間で1時間に6回表示の頻度
③	映画館スクリーン広告	・県内大型映画館最大6館(最大55スクリーン)での上映前広告を想定 ・ターゲット層による鑑賞可能性が高いスクリーンや時間帯を選定の上で実施
④	プロスポーツ会場大型ビジョン広告	・栃木SC、宇都宮ブレックスのホームゲーム(計9試合)を想定 ・試合開始前、ハーフタイムなどの時間帯で実施
⑤	とちぎテレビCM広告(※1)	・1動画当たり各10回(計30回)を想定 ・ターゲット層による視聴率が高い時間帯で実施
⑥	県域ラジオCM広告(※2)	・1動画当たりAM・FMで各10回(計60回)を想定 ・ターゲット層による聴取率が高い時間帯で実施

※1：上記(1)で制作する配信用の15秒バージョン動画をそのままCM広告に活用すること。

※2：上記(1)における15秒バージョン動画の撮影現場において、動画と同様の出演者によるラジオCM用の音声収録を行うこととする。

- ・上記の広告媒体における効果的な動画配信上の工夫、具体的な配信手法・配信量等についての考えなどがある場合は提案すること。
- ・上記の広告媒体の他に、「2 業務の目的」及び「4 ターゲット」、「5 業務の内容(1)動画の制作」を踏まえ、委託金額の中で実施可能と見込まれるより効果的な広告媒体がある場合は提案すること。

## エ 目標設定

上記ウ①で実施するYouTube動画広告(15秒ノンスキッププル広告)については、15秒バージョン動画3本の合計で360万回視聴(1動画当たり120万回視聴)を目標回数とすること。

なお、目標KPIで示した数値を達成した場合も、委託金額の範囲内で事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

## オ 配信結果の分析

上記ア～エに基づく配信結果を取りまとめた上で、必要な分析を行うこと。また、甲からの要請に基づき、必要に応じて県デジタル戦略課との打合せに同席すること。

## カ その他設定

動画広告の実施に当たっては、「Call to Action オーバーレイ」や「TrueView インストリー

ム広告」等を活用すること。

なお、リンク先は甲と協議の上で決定すること。

### (3) 動画の制作及び公開についての県民周知

県による上記(1)(2)の動画制作及び動画公開（各種広報媒体を活用した重点的なPR展開を含む）について、県民（特にターゲット層）の関心度、動画視聴に係る機会創出の可能性、動画広告接触時の受容性などを高めるための周知を行う。

#### ア 手法

周知のタイミング、媒体、量、経路など、効果的な手法について提案すること。

#### イ 内容

周知のコンセプト、キャッチフレーズ、デザインなど、効果的な内容について提案すること。

## 6 その他

### (1) 総括責任者の配置

乙は、委託業務の実施に当たり、十分な経験を有するものを総括責任者として定めなければならない。なお、総括責任者は企画提案時点で明らかにすることとし、原則として変更できないものとする。

### (2) 事業計画書の提出

乙は、契約締結後遅滞なく、乙が提案した企画提案書を基に、具体的な業務内容について「事業計画書」（任意様式）を作成し、甲に書面で提出することとする。

### (3) 業務スケジュール等の提出

乙は、契約締結後遅滞なく、動画等の制作スケジュール及び打合せスケジュールを作成し、甲に提出することとする。打合せスケジュールについては、制作の進捗状況等に応じ、変更することも可能とするが、打合せの回数が減らないように留意することとする。

なお、打合せは月2回以上実施することとし、参加者のスケジュール調整や議事録の作成等についても乙が実施することとする。議事録については、翌営業日の正午までに甲に提出することとする。

### (4) 動画制作の留意事項

動画の制作に当たっては、別記1「デジタルプロモーション等実施時における留意事項」の該当する項目に留意することとする。

### (5) 成果物に関する権利の帰属等

#### ア 著作権等の取扱い

(ア) 委託業務にて制作した動画データや印刷物、各種素材等の成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）等は、甲に帰属するものとする。

(イ) 委託業務の実施に当たりイラスト、写真、BGM 等第三者が権利を有するものを使用する場合、乙の責任において、第三者との間で発生する著作権、肖像権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担等に係る一切の手続きを行うこと。また、契約期間の終了後も著作権等の問題が発生しないよう、必要な手続きを行うこと。

(ウ) 乙は、委託業務により自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。

#### イ 二次使用の取扱い

委託業務の成果は甲に帰属する。甲は、成果物について、受託者に許可を得ることなくインターネット上も含めて二次使用できるものとし、乙はそのために必要な手続きを行うこととする。

#### (6) 第三者への委託

乙は、委託業務を自ら実施するものとする。但し、委託業務を効率的に実施するために必要な場合は、業務の一部をあらかじめ甲の承認を受けた上で第三者に委託することができる。

#### (7) 完了報告書の提出

乙は、委託業務を完了したときは、10 日以内に甲に対して業務完了報告書を提出するものとする。業務完了報告書の作成に当たっては、平易な言葉の使用を心がけることとし、必要に応じて用語解説を挿入するなど、わかりやすい文書となるよう工夫すること。また、業務完了報告書には、実施した業務の実績報告書に写真及び動画データを保存したメディア（HDD 等）を含むものとし、当該メディアの調達に係る経費は委託金額に含むものとする。

なお、提出場所・提出期限は以下のとおりとする。

- ・ 提出場所 栃木県保健福祉部こども政策課子育て環境づくり推進担当
- ・ 提出期限 令和 7（2025）年 3 月 31 日（月）

#### (8) 委託料の支払時期

委託料の支払いは、事業完了検査後の精算払とする。

#### (9) 機密保持及び個人情報の保護

委託業務の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。業務実施のための個人情報の取り扱いについては、別記 2「個人情報取扱特記事項」の定めに従うこととする。

#### (10) 証拠書類等の保管

乙は、委託業務の実施に要した経費は他の事業と経理区分するとともに、帳簿及び全ての証拠書類を備え、令和 11（2029）年度末日まで保管しなければならない。また、甲の求めに応じ、関係資料の提出を行うこととする。

#### (11) その他

- ・ 委託業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、甲と協議を重ねながら、適正に履行することとする。
- ・ 委託業務の実施に当たっては、結婚、妊娠・出産、子育て等に関する選択は、あくまで個人の自

由な意思や多様な価値観の尊重に基づいて行われるべきものであることを踏まえ、価値観の押しつけととられることのないよう十分に留意することとする。

- ・ 委託業務に係る一切の経費は、全て委託金額に含むものとする。
- ・ 本仕様書に定めのない事項であっても甲が必要と認め、指示する簡易な事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- ・ 仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙協議の上で定めるものとする。

## 別記1

### デジタルプロモーション等実施時における留意事項

#### 1 ウェブサイト制作に関する業務

- (1) ウェブサイトを新規制作または改修するときは、「pref.tochigi.lg.jp」をトップレベルドメインとするサブドメインにて公開することを検討すること。なお、その際にサブドメインに使われる文字列は栃木県と協議の上決定すること。
- (2) ウェブサイトの検索トラフィックや掲載順位を計測するため、Google Search Consoleを導入すること。
- (3) ウェブサイトに問い合わせや予約の申し込み等のフォームを設置する場合、問い合わせフォームはjavascriptタグなどを用いたフォーム作成ツール（例：hubspot）等を用いて、ウェブサイトのドメイン内で動作するものを設置すること。
- (4) ウェブサイトにおいて、事業効果を最大化しうるSEO（検索エンジン最適化）を施工すること。なお、その際はユーザーの興味・関心から類推される検索キーワードについて、検索回数を参考に抽出し、各ページのタイトル、H1、パンくず等に、それぞれのページに適切なSEOの施工を実施すること。
- (5) SEO施工時にGoogle Search Consoleなどを活用し、Googleにおけるインデックス状況、クローリング状況を定常的にモニタリングするものとし、インデックス、クローリングに問題がある場合には速やかに修正すること。なお、Google Search Consoleに対してウェブサイトの情報を適切に登録するSitemap.xmlの制作も上記に含むものとする。
- (6) ウェブサイト（ホームページ）やランディングページなどの納品時には、タグマネジメントの設定及びGoogle Search Console、効果計測並びに広告配信のタグが正常に動くことを確認した上で納品すること。

#### 2 Google Analyticsのアカウント管理に関する業務

- (1) 本事業に関連するウェブサイトには、「本業務用Google Analytics」の活用を必須とする。なお、ウェブサイトの新規制作時においては、制作事業者が「本業務用Google Analytics」を導入し、必要な権限の付与を実施すること。
- (2) 複数のウェブサイトを統合する場合や既存のウェブサイトを大幅に改修する場合等における既存のGoogle Analyticsの活用または新規導入については、栃木県と適宜検討すること。
- (3) 「本業務用Google Analytics」上で、本事業における目標設定を行うこと。また、最終レポートには、結果の分析・改善策を必ず記載すること。
- (4) 各種アカウント作成時には、内容について栃木県の承認を得ること。また、本事業において作成したアカウントについては、事業完了後に一切の権利を栃木県に譲渡すること。

#### 3 栃木県Googleタグマネージャーの管理に関する業務

- (1) 本事業に関連するウェブサイトには、Google Analytics等の各種計測タグ、リマーケティングなどの施策に関わるタグを導入する際は、栃木県が別途指定する「栃木県Googleタグマネージャー」を活用し、その管理を行うこと。
- (2) 受託者は、施策におけるタグ活用が確実に行われるよう、「栃木県Googleタグマネージャー」でのタグ、トリガーアクションの設定及びタグの発火テストを実施し、その内容を栃木県に報告すること。
- (3) 各種設定には、内容について栃木県の承認を得ること。また、「栃木県 Googleタグマネージャー」での設定については、事業完了後に一切の権利を栃木県に譲渡すること。

#### 4 適正なデジタルプロモーションの実施

- (1) 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- (2) 「本業務用Google Analytics」で施策効果を取得するため、栃木県が別途指定するデジタルマーケティングルール設定シート（DMシート）に基づき、各広告媒体タグのパラメータの設定及びデータの蓄積を行うこと。
- (3) 本事業に関連するウェブサイトには、同ウェブサイト内に栃木県が指定するリマーケティングタグを設定し、広告経由訪問者データを蓄積すること。なお、タグの設定は、原則として「栃木県Googleタグマネージャー」のテナン内で行うこと。
- (4) 本事業に関連するウェブサイトにおいて、プロモーションの目標に相応しいイベントを設定し、計測すること。必要に応じて、媒体タグでの計測も実施すること。
- (5) 広告運用開始後一週間以内に、本事業において取得すべきデータが取得できていることを確認し、栃木県へ報告すること。
- (6) 広告運用における透明性確保のため、広告アカウント管理画面に対するアクセス権を栃木県へ付与すること。なお、MCCなどを用いることが出来る場合は、栃木県MCC（マイククライアントセンター）とリンクすること

#### 5 Google広告を利用する場合

- (1) Google広告アカウントを栃木県MCC（マイククライアントセンター）及び「本業務用Google Analytics」とリンクすること。
- (2) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。
- (3) Googleが提供する無料調査（「ブランドリフト効果測定」等）が利用できる場合には、栃木県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

#### 6 Yahoo!広告を利用する場合

- (1) Yahoo!広告アカウントを栃木県MCC（マイククライアントセンター）とリンクすること。
- (2) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。
- (3) Yahoo! Japanが提供するデータソリューションなど、デジタルマーケティング支援サービスなどを利用する場合には、栃木県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

#### 7 SNS広告を利用する場合

- (1) SNS広告アカウントを栃木県公式SNSビジネスマネージャや栃木県が指定するSNSページとリンクすること。
- (2) SNS広告を実施する場合は、栃木県に対して当該SNSのアナリストの権限を付与すること。
- (3) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。

#### 8 動画制作・動画広告を実施する場合

- (1) 栃木県が今後もデジタルプロモーションを行うことを考慮し、動画視聴者のアクセス情報（動画視聴者リマーケティングリスト等）を蓄積すること。
- (2) YouTubeを利用する場合、YouTubeチャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行うとともに、効果的なSEO対策

を行うこと。

- (3) 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を検討するため、Google広告を利用する場合は、YouTubeチャンネルとGoogle広告アカウントをリンクさせること。

## 9 その他

- (1) 広告運用に利用する各媒体のプライバシーポリシーを遵守すること。
- (2) 事業実施により取得したCookieと受託者が保有する情報を結びつけて、個人情報（個人データ）とならないように留意すること。

## 別記2

### 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の監督等)

第3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかななければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(再委託)

第11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(注1) 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。